公共用財産使用許可申請書

　　年　　月　　日

五　泉　市　長　　様

郵便番号

住　　所

氏　　名

電話番号

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり公共用財産の使用の許可を受けたいので、五泉市公共用財産管理条例施行規則第２条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 公共用財産の所在地 | 五泉市　　　　　　　　　字　　　　　　　　　番地先 |
| 公共用財産の種類 | １　道路　　　２　水路　　　３　その他（　　　　　） |
| 使用面積等 |  |
| 使用の目的 |  |
| 使用期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| その他参考となる事項 |  |

（注）　公共用財産の種類の欄は、該当する番号に○印を付け、３に該当する場合は（　）内にその種類を記入すること。

添付書類

１　位置図（縮尺５０，０００分の１程度）

２　公図等の写し

３　実測平面図（縮尺５００分の１程度とし、民有地との境界及び使用区域を明示する。）

４　使用面積求積図及び求積表

５　利害関係人の同意書

６　工作物を設置する場合は、工事計画説明書、設計書、縦横断面図、工作物の構造図その他の必要な図書

（軽易な工作物を設置する場合は、工事計画及び工作物の大要を知ることのできる説明書）

７　水路等を使用する場合は、高水位及び低水位を明示した図

８　現況写真

９　その他市長が必要とする書類

|  |
| --- |
| 許　　　可　　　書  五都指令　第　　　号  　 年　 月 　日  上記の申請について、別記条件を付して許可します。  五泉市長　田邊　正幸  １　使用面積等  ２　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　　日まで  ３　使用料　　年額　　　　　　円（ただし、本年度分　　　　　　円）  ４　その他 |

※　太枠内は記入しないで下さい。

（別　記　条　件）

１　使用工事完了後2年以内に工事に起因して公共用財産が補修を要する状態になった場合

は、使用者の負担において施工すること。

２　五泉市が公共用財産に関する工事のため使用許可を取り消し、許可工作物の移転、除却

等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は使用者の負担において施工すること。

３　この許可に係る公共用財産の使用に起因して五泉市若しくは第三者に損害を与え、又は

第三者と紛糾が生じたときは、使用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決する

こと。

４　使用者は、使用区域内を常に良好な状態を保持すること。

1. 許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共用財産の状況、その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、草刈り、障害物の処分などの日常的な維持管理に必要な措置を講じること。
2. 使用者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
3. 点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異常があることを把握した時は、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じるとともに、その許可工作物の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を五泉市に報告すること。

５　五泉市がこの許可に係る公共用財産の使用状況又は工作物の維持管理状況について立入

調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。

６　電柱、電線、地下管路及びこれらと一体となって機能する許可工作物については、使用

許可後5年を経過する時期を基本として、定期的に点検を行うこと。

留　意　事　項

　１　工事に着手しようとするときは、3日前までに着手届に許可書の写しを添えて提出し、工事を施工するための指示を受けること。

　２　工事に当っては、公共用財産の機能に支障を及ぼさないように施工すること。

　３　工事が完了した場合は、直ちに完了届に工事着手前、工事中及び工事完了後の写真を添えて提出し、検査を受けること。

　４　使用する土地の区域境界に境界杭を設置すること。

　５　使用料は、別に発行する納入通知書により指定期限までに納入すること。

　６　使用料は、期間中であっても変更することがある。

　７　使用期間満了後も引き続き使用しようとするときは、期間満了の３０日前までに更新の申請をすること。

　８　使用の権利を他人に譲渡しようとするときは、市長の許可を受けること。

９　住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出ること。

１０　相続、法人の合併等により地位の承継が生じた場合は、市長に届け出ること。

１１　使用を廃止しようとするときは、市長に届け出ること。

１２　使用期間が満了し、又は使用を廃止したときは、当該財産を原状に回復し、完了届を提出し検査を受けること。

１３　公共用財産管理上その他公益上必要があると認めたときは、使用許可を取り消し、又は許可の内容を変更することがある。

|  |
| --- |
| （付記）  １．審査請求について  　　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、五泉市長に対して審査請求することができます。  　　　ただし、不服申立期間を経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。  　　　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。  ２．処分の取消しの訴えについて  　　　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、五泉市を被告として（訴訟において五泉市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  　　　また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。  　　　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  　　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |